

歯科新点数検討会を開催

5会場で118名が参加

県保険医協会では、4月24日から26日に長野、松本、上田、佐久、飯田の5会場で歯科新点数検討会を開催、83医療機関118名が参加した。

検討会では、協会の役員と歯科部員が講師を務め、3月に発刊した『歯科診療報酬2024年改定の要点と解説』をテキストとして解説が行われた。6月改定で実施される、①歯科外来診療環境体制加算が廃止されるに伴う歯科外来診療安全対策加算、歯科外来診療感染対策



長野会場での検討会の様子

加算の新設、②歯科訪問診療料1の時間要件の削除、③歯科外来・在宅ベースアップ評価料の新設、など新旧点数の違いを比較しながら解説が行われた。

検討会の内容は松本会場を録画したものを協会ホームページにて配信している。動画のパスワードは、FAX送信や郵送したチラシを確認されたい。チラシがお手元ない場合は協会までお問い合わせを。

歯科新点数Q & A 疑義解釈資料より

【歯科技工士連携加算、光学印象歯科技工士連携加算】

Q1: M003、M006及びM007に規定する歯科技工士連携加算1、歯科技工士連携加算2及びM003-4に規定する光学印象歯科技工士連携加算について、対面又は情報通信機器を用いて口腔内の確認等を行った歯科技工士が補綴物の製作を行う必要はあるか。

A1: 口腔内の確認等を行った歯科技工士が補綴物の製作まで行うことが想定されるが、別の歯科技工士が、口腔内の確認等を行った歯科技工士から補綴物に係る情報について十分な共有を受け、口腔内の確認等を行った歯科技工士と連携した上で当該補綴物を製作する場合は、当該別の歯科技工士が製作する場合においても当該加算を算定して差し支えない。

Q2: 歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2について、「同時に2以上の補綴物の製作を目的として」とあるが、例えば、上顎両側中切歯にM011「レジン前装金属冠」を2個製作する場合において、同時に印象採得を行う場合の取扱いについてどのように考えればよいか。

A2: 同時に複数の歯冠補綴物に係る印象採得を行う場合においては、当該加算は1回に限り算定可能。

Q3: 上下顎の義歯を製作する場合の歯科技工士連携加算1の取扱いについて、例えば、上顎義歯については、咬合採得時に歯科技工士連携加算1を算定し、下顎義歯については、仮床試適時に歯科技工士連携加算1を算定する

ことは可能か。

A3: 可能。なお、歯科技工士連携加算2についても同様の取扱いである。

【歯科衛生実地指導料】

Q4: 算定留意事項通知のB001-2 歯科衛生実地指導料の留意事項通知(3)及びC001 訪問歯科衛生指導料の留意事項通知(6)において、患者に提供する文書に当該指導を行った歯科衛生士の氏名を記載することとされているが、必ず姓名双方の記載が必要なのか。

A4: カスタマーハラスメントの防止等の観点から、名字のみの記載とすることは可能。

【歯科外来診療医療安全対策加算】

Q5: 歯科外来診療医療安全対策加算1の施設基準に係る届出書添付書類(様式4)の「4 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等」及び歯科外来診療医療安全対策加算2の施設基準に係る届出書添付書類(様式4の1の2)の「3 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等」について、令和6年度診療報酬改定前の歯科点数表のA000 初診料の注9に規定する歯科外来診療環境体制加算1又は2の施設基準に係る届出を行っている歯科医療機関において、研修の受講歴等を記載する代わりに、歯科外来診療環境体制加算の届出をすでに行っている旨を記載してもよいか。

A5: 差し支えない。ただし、その際には、様式4又は様式4の1の2にある「常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等」の「受講者名」の欄に常勤歯科医師名を記載し、「講習

会員投稿

ハローアルソンフィリピン医療ボランティア報告会に258名が参加

大雪の中、258名の皆様がハローアルソンフィリピン医療ボランティア2024の報告会に参集してくれた。会では日常からハブラシ・タオル・石鹸の寄付を患者さんや地域の人達に呼びかけ、これらの物資と共に年に1回フィリピンのスラムに行き医療奉仕活動を続けている。今年は2月7日から10日にフィリピンへ行き、全体で113名、うち歯科医師23名、医師1名、歯科衛生士12名、技工士2名、歯科助手4名、看護師2名、一般21名、高校生32名、中学生4名、大学生12名が参加した。3月23日(土)はその報告会を御代田町のエコールみよたで開催した。ロビーには高校生の作った壁新聞がところ狭しと張りめぐ



高校生からボランティアの参加報告

らされ、入場者はスラムで生活する人達の姿を見て驚いていた。報告会では歯科医師や歯科衛生士に混ざって今年の活動に参加した高校生の内28名と中学生2名が自分の体験談を語ってくれた。彼らはスラムで生活している「極貧層」の生の姿を見て驚きと共に自分がいかに恵まれているか気づいたようで日本とは余りにもかけ離れた様子に涙する人も少なくなかった。会では今後もハブラシ・タオル・石鹸の寄付を呼びかけている。来年の活動は2025年2月7日から10日が決定されているので参加希望する人はHPを見て応募してもらいたい。



(歯科医師 林 春二)



現地での診療の様子

名(テーマ)」の欄に歯科外来診療環境体制加算の届出時の受理番号を記載すること。

【機械的歯面清掃処置】

Q6: I030 機械的歯面清掃処置の算定留意事項通知(3)について、当該処置を月に1回算定可能な患者として、「B000-12に掲げる根面う蝕管理料の注2に規定する口腔管理強化加算を算定する患者であって特に機械的歯面清掃が必要と認められる患者」及び「B000-13に掲げるエナメル質初期う蝕管理料の注2に規定する口腔管理強化加算を算定する患者」が追加されたが、これらの患者は同月内に当該管理料を算定している必要があるか。

A6: 同月内に当該管理料を算定していない場合であっても、同一初診期間中に当該管理料を算定しており、初期の根面う蝕又はエナメル質初期う蝕の管理を行っている場合は算定して差し支えない。

【フッ化物歯面塗布処置】

Q7: I031 フッ化物歯面塗布処置の注2及び注3について、当該処置をB000-12根面う蝕管理料を算定した患者又はB000-13エナメル質初期う蝕管理料を算定した患者に対して算定可能となったが、これらの患者は同月内に当該管理料を算定している必要があるか。

A7: 同月内に当該管理料を算定していない場合であっても、同一初診期間中に当該管理料を算定しており、初期の根面う蝕又はエナメル質初期う蝕の管理を行っている場合は算定して差し支えない。

【情報通信機器を用いた歯科診療】

Q8: 厚生労働省「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」において、「厚生労働省が定める研修受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得しなければならない。」とあるが、歯科点数表の初診料の注16及び再診料の注12に掲げる施設基準に係る届出を行う場合、当該研修を受講しなければならないのか。

A8: そのとおり。なお、令和6年6月診療分の施設基準の届出に限っては、「初診料の注16及び再診料の注12に掲げる情報通信機器を用いた歯科診療の施設基準に係る届出書添付書類」(様式4の3)に受講番号等を記載する代わりに、厚生労働省医政局歯科保健課または日本歯科医師会が実施するオンライン診療に係る研修を6月中に受講予定である旨を記載すれば良い。ただし、令和6年7月診療分以降も引き続き施設基準を満たす場合には、当該研修を受講の上、再度、施設基準に係る届出を行う必要がある。